

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人多田克の上告趣意中いわゆる囮捜査の違憲を主張する点は本件が所論のように囮捜査によるものと認められないこと原判示のとおりであるから所論はその前提を欠き、また憲法三七条一項の違反を主張する点は同条項にいわゆる「公平な裁判所の裁判」の意義につき既に当裁判所屢次の判例の存するところであつて畢竟所論の実質は量刑の非難に帰しその余は事実誤認、単なる法令違反の主張をいでないものであるからいざれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年七月一一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂	
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎
裁判官	池	田		克